

## 工芸・アート村推進事業補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (通知文書の期限まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取り下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは: 事業計画の内容がすべて完了した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内又は翌年度4月5日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

○概算払が可能ですので、希望される場合は事前にお知らせ下さい。

○支払いに当たって口座振込依頼書が必要ですので、提出をお願いします。

資料提出・問い合わせ先

地域づくり推進部 文化政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7134 ファクシミリ 0857-26-8108

電子メール [bunsei@pref.tottori.lg.jp](mailto:bunsei@pref.tottori.lg.jp)